

## 市川市身体障がい者福祉センター送迎バス運行業務委託仕様書

この仕様書は、市川市(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 市川市身体障がい者福祉センター送迎バス運行業務委託
- 2 業務目的 この業務は委託者の有する別紙1の大型バス(以下「管理車両」)を常に良好な状態を保ち、市川市身体障がい者福祉センターを利用する利用者を送迎することにより、身体障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市本行徳1番5号 市川市身体障がい者福祉センター
- 4 委託期間 令和6年6月1日 から 令和7年3月31日まで

### 5 業務内容

#### (1) 管理車両の運行業務

年間走行距離の予定は、下記①と②を合わせて、約9,000kmとする。

##### ① 定期運行

別紙2-1、2、3の運行予定表に基づき予め市の指定するコースを委託者が受託者に無償貸与する別紙1の管理車両で運行するものとする。ただし、運行予定表は利用者の増減等により変更する場合がある。その際は、委託者と受託者が協議の上運行予定表の変更を決定するものとする。

※駐車場は委託者が受託者に無償貸与するものとする。

##### ② 施設外活動に伴う運行

①で定める定期運行のほか、次に掲げる施設外活動に伴う運行を行うものとする。

(別紙3「施設外活動運行予定」を参照)

#### ア 施設外活動(利用者用)

・行事等の運行:3回(別紙3「施設外活動運行予定」を参照)

#### イ 施設外活動(障がい者団体等)

・市川市福祉バス運行要綱(別紙5)に基づき、福祉バス運行として障がい者団体等が主催する行事等:6回以内(福祉バスの運行距離は、市川市福祉バス運行要綱第5条第2項の規定により1日につき200キロメートルを超えないものとする。)

## (2)管理車両の日常点検及び清掃業務

送迎車両運行日は、送迎運行開始前に送迎車両の点検を実施するものとする。また、一日の送迎運行終了後は、送迎車両の点検及び清掃を行うものとする。特に、新型コロナウイルス感染症対策のため消毒を定期的に行うものとする。

## (3)管理車両の保管業務

管理車両は市川市身体障がい者福祉センターから出入庫、保管(別紙4-1、2「車両保管場所」を参照)するものとする。

## (4)管理車両の運行に付随する業務

前記(1)から(3)までに掲げる業務に付随する業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 利用者のバス乗降時におけるリフト操作
- ② 法定点検整備及び継続検査・修理全般・タイヤの交換
- ③ 燃料等の給油及び購入
- ④ 消耗品等の管理及び購入
- ⑤ 備品管理
- ⑥ 自動車保険(任意保険)に関する事務  
受託者を契約者として管理車両の契約を締結するものとする。
- ⑦ 自動車損害賠償責任保険等に関する事務  
受託者を契約者として管理車両の契約を締結するものとする。
- ⑧ その他車両管理のための事務手続

## (5)事故処理全般に関する事務

業務の履行に伴って万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、委託者と協議のもと、責任をもってその一切の処理手続を行うものとする。

## (6)運行に関わる業務以外の施設管理業務

バス運行業務、日常清掃及び点検業務その他管理車両に関わる業務に従事する者は、当該業務履行時以外においては、委託者と協議の上、常に連絡が取れるようにし、緊急に運行時間を変更しなければならない場合等において対応できる場所で待機するものとする。

## (7)当該業務における費用負担

運転手の運転業務及び「10 経費の区分」に係る費用は受託者の負担とし、それ以外に発生する施設外活動における、有料道路の通行に要する費用、駐車に要する費用、運転手の宿泊に要する費用等については、委託者又は福祉バスを利用する障がい者団体等の負担とする。

## 6 業務実施日及び時間

受託者の業務の履行は次に掲げる日及び時間とする。

### (1)業務実施日

- ①定期運行業務日は、月曜日から金曜日までの平日とし、延べ204日とする。
- ②施設外活動に伴う運行業務日は、別紙3の「施設外活動運行予定」に基づくものとする。  
ただし、この日以外にも委託者と受託者との協議の上、業務を実施する日を設けることができるものとする。
- ③休日は、別紙3に基づく施設外活動運行の実施日を除く、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする。また、施設が臨時休所等する場合は別途委託者と協議するものとする。

### (2)業務時間

- ①定期運行業務は、利用者を迎える時間は8時50分から12時00分までとし、利用者を送る時間は14時50分から17時10分までとする。定期運行業務が17時10分以前に完了した場合には、日常点検及び清掃業務が完了した時間を完了時間とする。
- ②施設外活動に伴う運行業務は、9時から17時までとする。ただし、別紙3「施設外活動運行予定」の「イ.施設外活動運行予定(障がい者団体等)」における障がい者団体等主催行事が1泊2日となる場合は福祉バス運行時間を9時から翌日の17時までとする。
- ③定期運行業務に支障のない日に行う自動車修繕(年3回)の運行業務は8時40分から17時10分までとする。  
なお、①～③において、道路渋滞、管理車両の故障及び交通事故等の不測の事態による業務終了時間の遅延は、受託者の責任範囲とし、この場合に発生する費用は受託者の負担とする。

## 7 車両管理責任者及び車両管理者の選任及び責務

- (1)受託者は、業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理者を選任し、あらかじめ委託者に書面で通知するものとする。
- (2)車両管理者の条件は次のとおりとする。
  - ①道路交通法に基づく大型免許(第1種又は第2種)を受けた者で、当該免許を受けていた期間(免許の効力停止されていた期間は除く。)が3年以上の者とする。
  - ②道路交通法第88条第1項各号に該当しない者とする。
- (3)車両管理責任者は現場の業務実施責任者であり、車両管理者に対する業務の指示、指揮監督の任にあたるものとする。
- (4)車両管理者は、安全衛生、火気等の取扱いに十分に配慮し、事故、故障の防止等に努めるとともに、車両管理責任者の指示・指揮命令に基づき業務を実施するものとする。また、業務日には別紙6「体調管理チェック記録表」を記入し、委託者に提出するものとする。

## 8 提出書類及び報告書

### (1) 提出書類

- ① 業務責任者通知書
- ② 車両管理責任者等通知書、該当者の自動車運転免許証の写し
- ③ 自動車検査証及び領収証の写し
- ④ 自動車損害賠償責任保険証明書及び領収証の写し
- ⑤ 任意保険加入の状況がわかる証券等及び領収証の写し

※変更があった場合には、業務開始前に提出するものとする。

### (2) 報告書

- ① 業務日報(別紙7)
- ② 業務月報(別紙8)
- ③ 完了届(別紙9)

※別紙7の業務日報及び別紙8の業務月報は、翌月の10日までに委託者に提出するものとする。ただし、最終月については委託期間終了日までに提出するものとする。

また、委託期間終了日までに委託者が指定する別紙9の完了届を提出するものとする。

## 9 添付資料

- 別紙1 市川市身体障がい者福祉センター管理車両
- 別紙2-1 市川市身体障がい者福祉センター送迎バス運行表(東コース)
- 別紙2-2 市川市身体障がい者福祉センター送迎バス運行表(西コース)
- 別紙2-3 市川市身体障がい者福祉センター送迎バス運行表(南コース)
- 別紙3 施設外活動運行予定
- 別紙4-1 車両保管場所(バス保管配置図)
- 別紙4-2 車両保管場所(駐車スペース配置図)
- 別紙5 市川市福祉バス運行要綱
- 別紙6 体調管理チェック記録表
- 別紙7 業務日報
- 別紙8 業務月報
- 別紙9 完了届

## 10 経費の区分

委託契約に関わる経費には、次に掲げる費用を含むものとする。(受託者負担)

- (1) 法定点検整備、継続検査、修理全般及びタイヤ交換費用

※自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税・自動車税)は除く。

(2)燃料費及び日常点検に要する消耗品費

(3)自動車損害賠償保険(任意保険)料

※車両、対人賠償、対物賠償及び搭乗者賠償

(4)自動車損害賠償責任保険(強制保険)料

(5)事故修理及び事故の際の補償に要する費用

(6)車両管理者の人件費及び被服並びに装具等

## 11 その他

### (1)善管注意義務

受託者は、業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、車両管理責任者及び車両管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、委託の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

### (2)労働法上の責任

受託者は、車両管理責任者及び車両管理者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

### (3)損害賠償

①業務の履行中に受託者の責に帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委託者に損害を与えたときは、協議の上これを定め、第三者に損害を与えたときは、受託者と第三者間で協議の上決定するものとする。

②受託者は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

(4)業務委託の開始に先立ち及び業務委託の終了時に委託者と受託者とがそれぞれ双方で、管理車両の現状を詳細に相互確認するものとする。

(5)業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6)業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(7)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

## 市川市身体障がい者福祉センター管理車両

(車両番号)	市川 810 さ 746
(型 式)	PDG-RM820HAN改
(車体形状)	リヤエンジン
(初年度登録)	平成21年9月
(メーカー)	ニッサンディーゼル
(総排気量)	7.54L
(燃料種別)	軽油
(乗車定員)	27名
(車両重量)	8,390kg
(車両総重量)	9,985kg
(全長・全幅・全高)	899cm・234cm・302cm

## 東コース運行予定表

停車場所	所要時間	送迎予定時刻	
		迎え	送り
身体障がい者福祉センター 発 	約18分	8:50	15:00
①市川住宅公園前(鬼高1丁目21付近) 	約25分	9:08	15:18
②セブンイレブン前(千葉銀行 高塚支店隣) 	約2分	9:33	15:43
③迎米バス停(大野町2丁目565付近) 	約5分	9:38	15:45
④殿内バス停(大野町4丁目2847付近) 	約10分	9:43	15:50
⑤大野小学校バス停(南大野1丁目42付近) 	約10分	9:53	16:00
⑥マルエツ東菅野店前(東菅野5丁目1付近) 	約5分	10:03	16:10
⑦本北方1丁目南バス停先(本北方1丁目24付近) 	約5分	10:08	16:15
⑧アーデル通り北方3丁目12番付近(木下街道 手前) 	約20分	10:13	16:20
身体障がい者福祉センター 着		10:30	16:40

※所要時間・送迎予定時刻は交通状況により変わります。

## 西コース運行予定表

停車場所	所要時間	送迎予定時刻	
		迎え	送り
身体障がい者福祉センター 発 	約10分	9:00	15:00
①市川市文化会館前(大和田1丁目1付近) 	約10分	9:10	15:10
②大島歯科クリニック前(平田1丁目14付近) 	約20分	9:20	15:20
③県立国分高校前バス折り返し場内 	約20分	9:40	15:40
④日機材市川ビル前(市川4丁目6付近) 	約10分	10:00	16:00
⑤JR市川駅南口ロータリー 	約10分	10:10	16:10
⑥大洲防災公園前(大洲1丁目18付近) 	約10分	10:20	16:20
身体障がい者福祉センター 着		10:30	16:30

※所要時間・送迎予定時刻は交通状況により変わります。



## 南コース運行予定表

停車場所	所要時間	送迎予定時刻	
		迎え	送り
身体障がい者福祉センター 発 	約5分	9:25	15:00
①日枝神社前(相之川1丁目2-19) 	約5分	9:30	15:05
②中宿バス停前(相之川1丁目9付近) 	約3分	9:35	15:10
③相之川第一市営住宅前(新井1丁目1-20) 	約17分	9:38	15:13
④ハイタウン塩浜内バス折り返し場(塩浜4丁目3) 	約10分	9:55	15:30
⑤行徳郵便局向かい側(香取1丁目2付近) 	約3分	10:05	15:40
⑥アコレ湊新田店前(湊新田2丁目9付近) 	約2分	10:08	15:43
⑦行徳駅前4丁目7付近 	約5分	10:10	15:45
⑧やまもも公園(幸2丁目8付近) 	約5分	10:15	15:50
⑨幸1丁目5付近 	約10分	10:20	15:55
身体障がい者福祉センター 着		10:30	16:05

※所要時間・送迎予定時刻は交通状況により変わります。

## 別紙 3

### 施設外活動運行予定

#### ア 施設外活動運行予定表（利用者用）

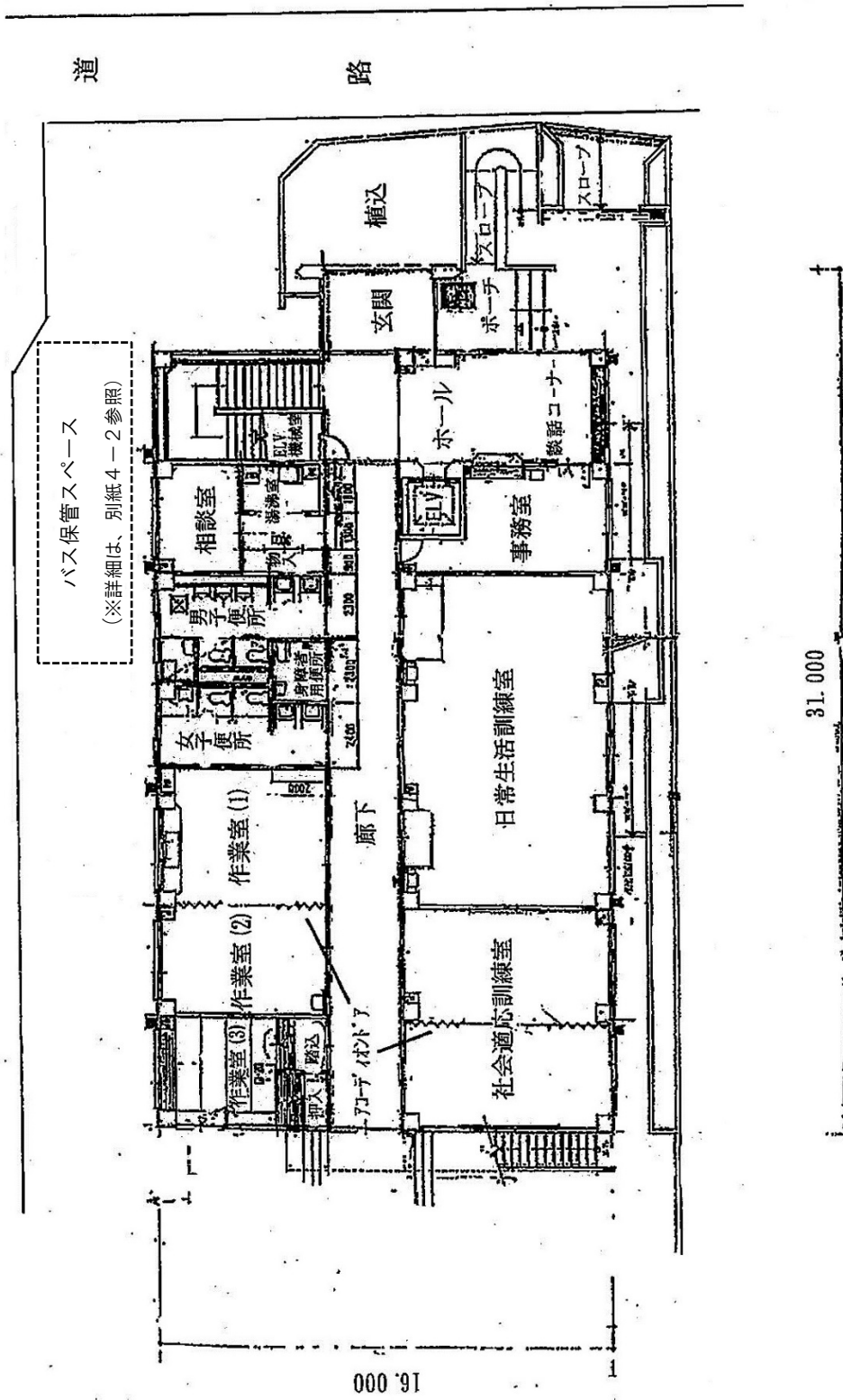
実施回数	行 事
6 回	レクリエーション・市内施設見学等

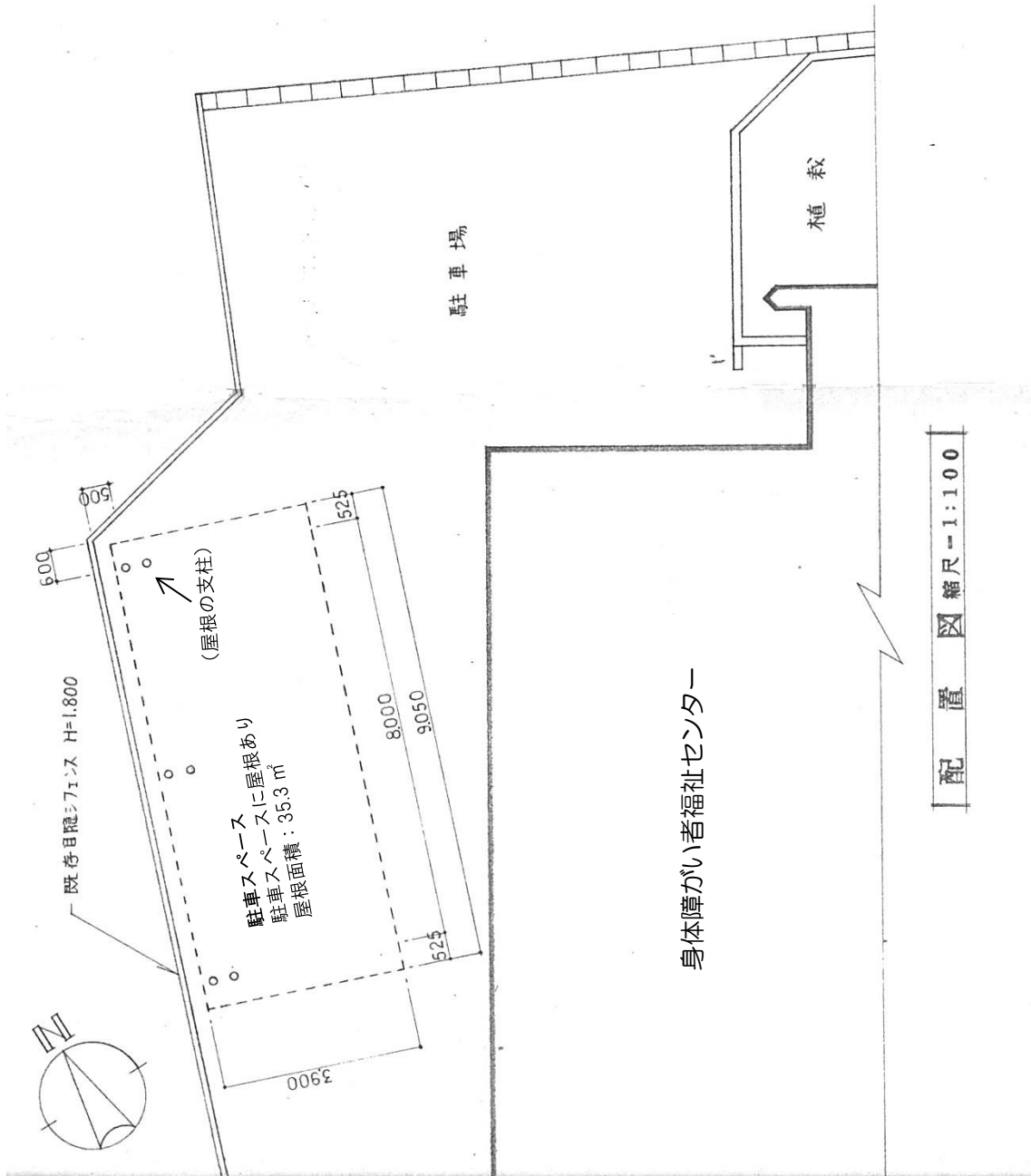
#### イ 施設外活動運行予定（障がい者団体等）

市川市福祉バス運行要綱（別紙 7）に基づき、当該福祉バスを利用しようとする障がい者団体等が、利用しようとする日の 15 日前までに市川市福祉バス利用承認申請書を提出し承認を受けた場合に、当該障がい者団体等が主催する行事等のために本運行を実施する。

また、本運行を実施するにあたっては、1 日につき 200 キロメートルを超えないものとする。

委託期間内に 6 回を上限として本運行を実施するものとする。





## 市川市福祉バス運行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市川市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）が管理するバスについて、センターの運営に支障のない範囲内において、障害者団体等が主催する行事その他これに類する行事の実施のためにこれを福祉バスとして運行することにより、身体障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者等 下肢又は重度の体幹機能障害者であって自力で歩行することが困難なものその他これに類する者として市長が認める者
- (2) 障害者団体等 身体障害者等及びその保護者で構成される団体その他これに類する団体として市長が認める団体

### (利用団体)

第3条 福祉バスを利用することができる団体は、本市に主たる事務所を有する障害者団体等とする。

### (定員)

第4条 福祉バスの定員は、27名（車椅子席4席を含む。）とする。

### (運行)

第5条 福祉バスの運行時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、障害者団体等が行う行事の目的を勘案して市長が適当と認めるときは、福祉バスの運行時間を午前9時から翌日の午後5時までとすることができる。

2 福祉バスの運行距離は、1日につき200キロメートルを超えないものとする。

(利用の承認の申出等)

第6条 福祉バスを利用しようとする障害者団体等は、市川市福祉バス利用承認申出書(様式第1号)に市川市福祉バス利用者名簿(様式第2号)を添えて、福祉バスを利用しようとする日の15日前までに市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、次に掲げる福祉バスの利用の承認の基準に適合しているかどうかを審査し、市川市福祉バス利用承認可否決定通知書(様式第3号)により、当該申出をした障害者団体等に対し通知するものとする。

- (1) 障害者団体等が主催する行事その他これに類する行事として市長が認める行事のために福祉バスを利用するものであること。
- (2) 福祉バスの利用の承認をすることによりセンターの運営に支障のないこと。
- (3) 福祉バスを利用する身体障害者等の過半数が本市に住所を有すること。
- (4) 第5条第1項ただし書に規定する運行時間で福祉バスを利用しようとする場合にあつては、福祉バスの利用の承認の申出をした日の属する年度において、当該運行時間で福祉バスを利用したことがないこと。

(介助人の同乗)

第7条 福祉バスを利用する障害者団体等は、身体障害者等を介助する者を福祉バスに同乗させなければならない。

(利用上の責任)

第8条 福祉バスを利用する障害者団体等は、身体障害者等が福祉バスを安全に利用することができるように、当該障害者団体等の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第9条 福祉バスの利用料は、無料とする。ただし、有料道路の通行に要する費用、駐車に要する費用、運転手の宿泊に要する費用その他運転手の運

転業務に係る費用以外の費用については、福祉バスを利用する障害者団体等の負担とする。

(利用の中止の申出)

第10条 第6条第2項の規定により福祉バスの利用の承認を受けた障害者団体等(以下「利用団体」という。)は、福祉バスの利用を中止しようとするときは、速やかに、市川市福祉バス利用中止申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、福祉バスの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 福祉バスが故障したとき。
- (2) 災害等により福祉バスの運行ができないとき。
- (3) 利用団体が福祉バスを壊し、又は失わせたとき。
- (4) 利用団体が福祉バスの利用の目的に違反したとき。
- (5) その他福祉バスの運行に支障があるとき。

2 市長は、前項の規定により福祉バスの利用の承認を取り消したことにより生じた損失について、これを補償しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市身体障害者等福祉バス運行要綱の規定は、平成25年2月1日以後に申出のあった福祉バスの利用について適用し、同日前に申出のあった福祉バスの利用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市身体障害者等福祉バス運行要綱の規定は、平成27年4月1日以後に申出のあった福祉バスの利用について適用し、同日前に申出のあった福祉バスの利用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、平成28年2月1日以後に申出のあった福祉バスの利用について適用し、同日前に申出のあった福祉バスの利用については、なお従前の例による。



# 体調管理チェック記録表

別紙 6

日付	運転者	確認者(委託者)	区分	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	体調	指示事項・確認方法などの特記事項
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			迎え前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			迎え後	:	対面・機器	有・無		良・否	
/			送りに前	:	対面・機器	有・無		良・否	<input type="checkbox"/> 特記事項なし
			送りに後	:	対面・機器	有・無		良・否	

確認

## 業 務 日 報

年 月 日 ( ) 天候 _____		<h3 style="margin: 0;">日 常 点 検</h3>		確認
車 名		運 転 者		
車両番号	市川 810 さ 746	施設名	市川市身体障がい者福祉センター	
入庫メーター	km	燃料補給量		
出庫メーター	km	ガソリン	軽油	オイル
当日走行	km	ℓ	ℓ	ℓ
使用時間				
区分	走行経路	使用時間		使用者
回	km	:	~	
回	km	:	~	
回	km	:	~	
回	km	:	~	
回	km	:	~	
10 前日の運行において異常が認められた箇所				
9 エア・タンク				
8 反射器及び自動車登録番号又は車両番号票				
7 後写鏡及び反射鏡				
6 燈火装置及び方向指示器				
5 バッテリー				
4 燃料装置				
3 原動機(エンジンオイル、冷却装置、ベルト他)				
2 タイヤ(空気圧、磨耗、亀裂、損傷等)				
1 ブレーキ(オイル、踏みしろ、効き具合等)				
◎車両及び周辺についての管理				
( )				
( )				
特記事項				

# 業 務 月 報

---

## 年 月 分

車両番号	運転者氏名	走行 距離 Km	燃料 補給量	前月 残量	燃料 消費量	本月 残量	10当り走 行 距離 Km	使用 日数 日	使用 延回数	使用状況		
										午前	午後	時間外
市川810 さ 746												

### ※使用状況の記入方法

対象車両の使用実績に基づき使用状況区分ごとにカウントしその月の累計を記入する。例えば9:00～15:00は午前と午後に「1」、13:00～20:00は午後と時間外に「1」、18:00～翌18:00は使い始めの時間外に「1」と翌日の時間外と午前に「1」、9:00～10:00・11:00～14:00は午前と午後に「1」とカウントしその月の累計を記入する。

# 完了届

年 月 日

市川市長

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

---

2. 施行(納入)場所

---

3. 契約年月日 年 月 日

4. 委託金額 円  
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

6. 完了年月日 年 月 日